

セミコン・ジャパン2025熊本県ブース装飾業務委託仕様書

1 委託事業名

セミコン・ジャパン2025熊本県ブース装飾業務委託

2 目的

セミコン・ジャパンは半導体製造装置、材料等に課する日本最大級の展示会であり、令和6年度（2024年度）は961社／団体が出展、延べ8.5万人が来場。

TSMCの熊本進出を契機に、半導体関連企業のさらなる集積を図るため、熊本県が県内に拠点を有する半導体関連企業及び団体とともにブースを出展し、本県への企業誘致に向けたPR、並びに県内企業の製品・技術をPRする。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和8年（2026年）1月9日（金）まで

4 委託業務

(1) 事業概要

セミコン・ジャパン2025において、県外半導体関連企業に対する本県企業誘致PR及び県内企業の製品・技術のPRを行うため、「熊本県ブース」のブース装飾・撤収を行う。なお、実施日のブース運営については、県が行う。

ア 対象展示会

展示会名：セミコン・ジャパン2025

開催期間：令和7年（2025年）12月17日（水）～19日（金）
10時から17時

開催場所：東京ビッグサイト（東京都江東区有明3丁目11-1）

イ 「熊本県ブース」の設置

設置場所：西2ホール W2063

展示スペース：5小間（7.5m×6m）

(2) 委託事項

- ・ブース全体のレイアウト及びデザインの提案
- ・レイアウト及びデザインに基づくブースの設置及び撤去、廃棄物の処分
- ・ブース管理（開催期間中における不具合への対応等）
- ・ブースの設置及び管理運営に係る主催者事務局との連絡調整及び各種申請手続き等への対応
- ・出展企業との連絡調整（ブース装飾、電気工事、展示品レイアウト等）

(3) ブース装飾の詳細

- ・主催者が定める規定に従った装飾であること。また、主催者が定めるスケジュールに従ってブースの設置及び撤去を行うこと。

- ・効果的な誘客を図るため、開放感があり、かつ展示スペースの配置や形状を工夫するなどしてデザイン性の高い装飾とすること。
- ・くまモンイラストの活用など熊本の特色を出し、本県の立地環境等を効果的に発信できるような装飾を行うこと。
- ・本県が所有する企業誘致PR動画を再生するためのモニターを設置すること。
- ・造成工事を行うにあたり、必要な基礎工事を行い、ブースへの電源幹線工事及び小間内電気工事を行うこと
- ・必須となる装飾・備品等

① 出展企業5社各社の展示スペース

- ・展示台 1台以上
- ・リーフレットスタンド 1台以上
- ・コンセント 1箇所以上

②熊本県（兼事務局）の展示スペース

- ・カウンター（収納有） 2台以上
- ・リーフレットスタンド 1台以上
- ・モニター 2台以上
- ・コンセント 1箇所以上
- ・来場者と商談するスペース（テーブル・椅子付き）

③バックヤード（休憩、荷物置き等）

（※なお、①と②の面積比は約2：3となるようにレイアウトすること。）

（4）企画・計画等

- ・受託者は、本事業の目的を踏まえ、本仕様書に記載の業務内容を全て企画・実施すること。
- ・受託者は、本事業の進行過程を含む出展後の撤収までのスケジュール等を記載した事業計画書を作成し、熊本県の承認を得ること。
- ・受託者は、対外的な許諾や関係者との調整等に要する一切の業務を行うこと。
- ・本事業に係る一切の経費（企画調整費、機材調達費、交通費、宿泊費、車両費、飲食費、各種データ費等）に要する費用は、すべて委託料に含むものとする。

（5）留意事項

- ・出展中の器具の故障、破損等に速やかに対応できる体制をとること。
- ・出展ブースは12月19日（金）17時から19時の2時間程度を目途に撤去・搬出をすること。

5 業務の実施にあたっての留意事項

- （1）受託者は、本業務の実施に当たり、実施内容について熊本県と協議しながら行うこと。
- （2）受託者は、対象業務に関する十分な知識、理解及び経験のあるスタッフを確保するとともに、契約条件を遵守し業務を遂行すること。

- (3) 熊本県から業務の処理に関し報告を求められた場合、受託者は速やかにその進捗状況を報告すること。
- (4) 委託業務を行うために必要となる資料等は、その必要に応じて受託者に提供できること。
- (5) 受託者は、いかなる場合においてもこの契約の履行中に知り得た業務に関わる事項及び付随する事項を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 受託者は、本業務の実施に当たり本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに熊本県と協議すること。

6 実績報告書の提出

受託者は、委託期間終了までの間に実績報告書を熊本県企業立地課に提出すること。

7 委託費の支払い

熊本県は、業務の処理が完了した後、実績報告書の提出を受けて検査を行い、その内容が契約上の要件を満たしていれば、委託費の支払いを行うこと。

8 知的財産権等の取扱い

受託者が制作した成果物（資材、デザイン及びデジタル素材等を含む）の著作権、出版権、使用権は、熊本県に帰属する。

9 その他

本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、適宜協議のうえ、解決するものとする。